

### 3 指定・辞退・取り消し

#### (1) 指定の要件

次の①～③のすべてを満たすこと。

- ① あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。)第1条の規定による「はり師」又は「きゅう師」の免許を受けていること。
- ② 市内に施術所を有し、あはき法第9条の2第1項に規定する施術所において、業務に従事していること、又は市内に営業の拠点を有し、あはき法第9条の3の届出をしていること。  
(国保規則第8条、後期規則第7条)
- ③ ただし、次のいずれかに該当する場合は、指定を受けることができません(国保規則第8条、後期規則第7条)
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。
  - イ 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用しているとき。
  - ウ 自らの事業活動について暴力団員により支配を受けているものと認められるとき。
  - エ 指定を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しないとき。

#### (2) 指定の申請の手続き

指定を受けようとする「はり、きゅう師」は、以下の書類を保健福祉局保険年金課に提出してください。(国保規則第8条、後期規則第7条)

##### 【提出書類】

- ① 国民健康保険はり及びきゅう施術担当者申請書
- ② 後期高齢者はり及びきゅう施術担当者申請書
- ③ はり師、きゅう師の免許証の写し
- ④ 施術所開設届又は出張業務開始届の写し
- ⑤ 口座指定届(国保・後期それぞれ)

##### 【指定までの期間】

1ヶ月程度かかります。

#### (3) 指定書の交付等

- ① 指定した場合は、保険年金課から「指定書」と制度の概要や料金を記載した「料金表(ポスター)」、受療証押印用の「ゴム印」を郵送により交付します。
- ② 交付を受けた指定書と料金表(ポスター)は、利用者から見やすい場所に掲示しなければなりません。また、出張によって施術を行う場合は指定書を携帯しなければなりません。(被保険者から提示を求められた場合は、提示してください。)

#### (4) 指定内容の変更

指定内容に変更があった場合は、以下の書類を保険年金課に提出してください。

##### **氏名・住所・施術所名称の変更など**

- ① 国民健康保険はりきゅう施術担当変更届
- ② 後期高齢者はりきゅう施術担当変更届
- ③ 保健所に提出した開設（変更）を証明するもの（開設証明書、開設届の写し等）

##### **振込口座の変更**

- ① 国民健康保険はりきゅう施術担当変更届
- ② 後期高齢者はりきゅう施術担当変更届
- ③ はり、きゅう補助金受領口座届（国保用・後期用 各一部）
- ④ 口座届兼委任状（請求代表者と口座名義人が異なる場合）

#### (5) 指定の辞退

市の指定を辞退しようとするときは、1月以上の予告期間を設け、以下の書類を保険年金課に提出してください。

- ① 国民健康保険はり及びきゅう施術担当辞退届
- ② 後期高齢者はり及びきゅう施術担当辞退届
- ③ 指定書（国保・後期）
- ④ 始末書（③の指定書を紛失している場合）

#### (6) 指定の取消し

- ① 規則に違反した場合は、原則として指定を取り消します。（国保規則第11条及び後期規則第10条）

なお、指定の取り消しにあたっては、原則として北九州市行政手続条例に基づき聴聞等を行ってから処分を行いますが、施術行為が不可能となった場合（はり、きゅう師の免許の失效、廃業、死亡等）については、聴聞を行わずに処分をすることがあります。

- ② 軽微な違反については、一定の期間（適用除外期間）を設けて改善が行えるようにします。なお、適用除外期間終了後に、所要の改善がみられないときは、その違反の程度により指定を取り消すことがあります。（15ページ「処分基準」参照）
- ③ 自らの責任により指定の取り消しを受けた者は、指定取消日から5年間を経過するまでは、指定を受けることができません。
- ④ 辞退届がすでに提出されている場合であっても、取消し処分を行うことがあります。

#### (7) 視覚障害のある「はり、きゅう師」の方への対応

- ① 視覚障害（障害程度等級1級～3級）により、次の手順が困難な場合には、事前に申し出

て下さい。申し出ていただいた「はり、きゅう師」の方には、規則に定める次の手続きを免除することとしています。

- ・ 施術の都度、シール式受療証のシールを剥がした部分への施術日の記入、押印
- ・ 領収書の発行

※ なお、領収書については、民法（486条）等の規定により、利用者から領収書の発行を求められた場合にまで、領収書の交付を免除するものではありません。

※ 受療証の有無の確認を免除するものではありません。

② 上記①の手順を免除するための申し出は、以下の書類を保険年金課に提出してください。

【提出書類】

視覚障害者免除申請書

身体障害者手帳の写し（障害程度等級が1級～3級であることが確認できる部分）

（8）提出書類について

補助金の申請等に必要な書類については、市のホームページ（※）に掲載しておりますのでご利用下さい。

※『北九州市ネットで手続きガイド』→「はりきゅう」を入力し、検索してください。

URL <https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu>

二次元バーコード

